

冬の安全対策

家の中でも気をつけて！寒い時期こそ注意が必要です。

危険！
その1

着衣着火にご注意

衣生活

着衣着火とは

料理中などに衣服に火がつくことを言います。見えない部分から着火すると、発見が遅れ生命の危険にさらされることがあります。

表面フラッシュ現象が危険を高めます

わずかな炎の着火で、短時間のうちに衣服に表面に火が走る現象を、表面フラッシュ現象と呼びます。表面フラッシュ現象が起こりやすい衣服は、素材が綿・レーヨンなどで生地が起毛されている衣服です。

着衣着火をおこさないために！

- 大きな鍋では、形状に沿ってガスの炎が外側に広がり、思った以上に炎が外に出ているので注意する。
- ガスコンロの奥に調味料などを置かない。
- ガスコンロの使用時や仏壇の灯明をともしている時は、周囲の掃除をしない。



もし、着衣に着火してしまったら…

そのような時は、手ではたいても消せませんので慌てず、すぐに水をかけてください。万が一、火傷を負ってしまった場合は流水で冷やし続け、なるべく早く病院へ行きましょう。

危険！
その2

一酸化炭素中毒にご注意

住生活



一酸化炭素中毒は

燃焼機器などの不完全燃焼によって生じる無色・無臭の気体（一酸化炭素）を吸って起こる中毒です。重症になると死に至ることもあります。

燃焼機器をお使いになる時は、必ず換気をしましょう

暖房により暖かくなった室内を換気することは、もったいないと感じるかもしれませんが、しかし、燃焼機器を正常に作動させるためには、新鮮な空気が必要です。不完全燃焼を避けるため、お使いになる時は換気扇を回すか、定期的に窓をあけるなど、必ず換気をしましょう。

燃焼機器の調子がわるい時は…

使用中に異常な音、燃焼、臭いなどがした時は、不完全燃焼の恐れがあります。ただちに使用を中止し、換気をしてください。再度使用する前に、専門業者へ相談しましょう。

冬は定期的な換気を心掛けよう！

問合せ 企画政策課政策G（内線341）

移動町長室が行われました

「移動町長室」が町内3中学校で開催されました。3年生が、日頃疑問に感じていることや、こうなったらいいなあという提案、幸田町をこんな風にしていきたいといった意見が活発に交換されました。中学生の新鮮な発想に触れ、新たな発見の多い、移動町長室でした。

幸田中学校 —「夢のある、心のかよう、活力あるまち」幸田町実現プラン—

とき 11月2日(月) ところ 幸田中学校武道場

主な意見交換内容

生徒) 最近、西尾市と幡豆郡の合併が話題になっています。今後幸田町では合併の話題は出るのでしょうか。また、幸田市になる見込みはあるのでしょうか。

町長) 平成の大合併は、市町村の体力を考え、国が主導して進めてきました。幸田町は、自立した町として維持できるよう努力しており、独自性を発揮するためにも、現段階で社会資本整備をしておくことが重要と考えています。なお、人口5万人以上となれば市となることも考えられますが、今後の動向としては、少子高齢化や全国的な人口減少から推測すると1万人以上の増加は厳しいと考えられます。従いまして、必ずしも市になることを目指すというのではなく市と同じような行政レベルを目指すという意味で総合計画では「5万人規模を展望した都市づくり」を目指すこととしています。



南部中学校 —「町長さんから学ぼう!」、僕たちの考えた「まちづくり条例」—

とき 11月6日(金) ところ 南部中学校体育館

主な意見交換内容

生徒) 深溝地区の人口は、減少しているように思う。今後、深溝地区を活性化させるため、どのような方策を考えていますか。

町長) 幸田町は、相見地区・坂崎の幸多の杜に代表されるように、計画的な市街地の形成を図っています。南部中学校区においても、深溝地区や六栗地区で市街地の拡大計画があり、今後さらに住宅地などの増を見込んでおり、地域の活性化につながると考えています。また、深溝地区には、深溝運動公園や本光寺などの名所もあり、町外からの来町者も期待されます。



北部中学校 —マイプラン「相見駅周辺地区の環境を考えたまちづくり」—

とき 11月11日(水) ところ 北部中学校体育館

主な意見交換内容

生徒) わたしの考えたプランは、「みんな集合!!! 相見公園」です。それぞれの公園に幸田町をアピールするイメージキャラクターの銅像を作りたいです。東京の忠犬八公のような感じで、「今日は、柿で集合ね。」といった感じになるようなシンボルを作ってほしいと思います。ぜひこのプランを実現して欲しいと思っているのですが、実現の可能性はどうでしょうか。

町長) 街のシンボルとなるものは大切です。渋谷の忠犬八公のように公園にモニュメントがあるとよいと思います。それぞれの公園にあった名称や皆さんに親しんでいただけるようなキャラクター(目印)の設置を検討してみたいと思います。



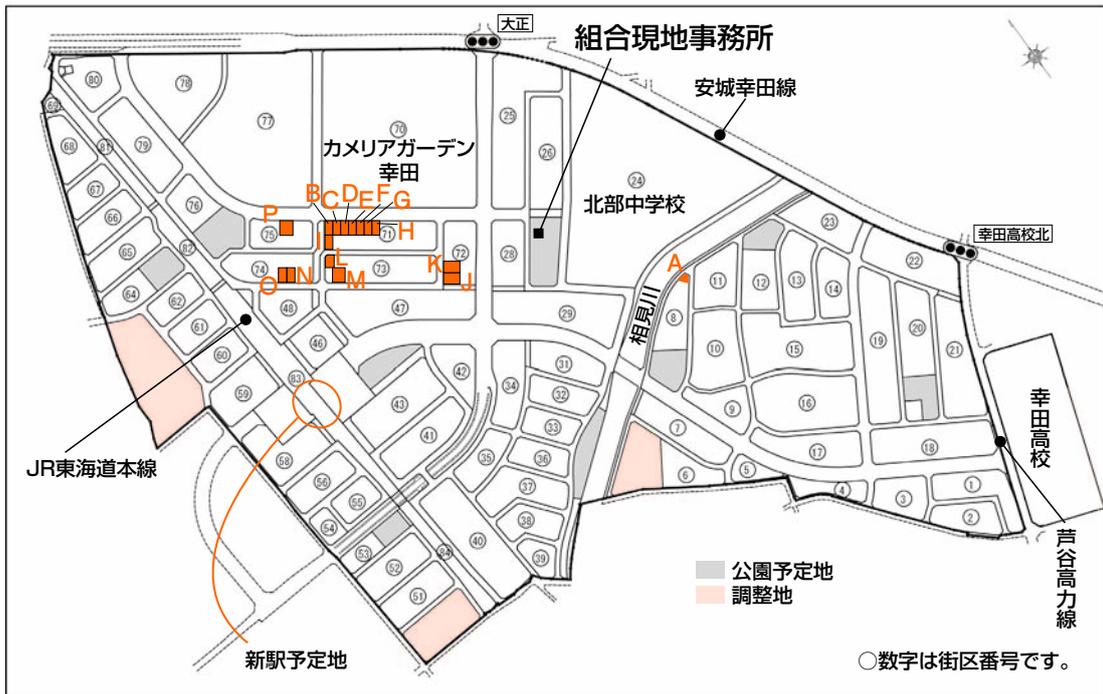
「移動町長室」で交換された意見や生徒の考えたプランは、関係各課で検討され、今後の町づくりに活かされます。

問合せ 学校教育課学校教育G (内線422)

相見土地区画整理区域内で保留地を売却します

幸田相見特定土地区画整理組合では、事業地内の保留地（16区画）を抽選により売却します。

保留地位置図



<p>A 8街区1画地 面積 226.60㎡ (約68.5坪) 売却価格 1,887万5,780円</p>	<p>B 71街区1-1画地 面積 187.81㎡ (約56.8坪) 売却価格 1,881万8,562円</p>	<p>C 71街区1-2画地 面積 187.81㎡ (約56.8坪) 売却価格 1,829万2,694円</p>	<p>D 71街区1-3画地 面積 187.81㎡ (約56.8坪) 売却価格 1,829万2,694円</p>	<p>▲幸田高校からの展望</p>	
<p>E 71街区1-4画地 面積 187.81㎡ (約56.8坪) 売却価格 1,829万2,694円</p>	<p>F 71街区1-5画地 面積 187.81㎡ (約56.8坪) 売却価格 1,829万2,694円</p>	<p>G 71街区1-6画地 面積 187.81㎡ (約56.8坪) 売却価格 1,829万2,694円</p>	<p>H 71街区1-7画地 面積 187.81㎡ (約56.8坪) 売却価格 1,829万2,694円</p>		<p>I 71街区8画地 面積 216.15㎡ (約65.4坪) 売却価格 2,027万4,870円</p>
<p>K 72街区4-2画地 面積 234.09㎡ (約70.8坪) 売却価格 2,139万5,826円</p>	<p>L 73街区1画地 面積 243.00㎡ (約73.5坪) 売却価格 2,218万5,900円</p>	<p>M 73街区9画地 面積 287.25㎡ (約86.9坪) 売却価格 2,677万1,700円</p>	<p>N 74街区11-2画地 面積 165.47㎡ (約50.1坪) 売却価格 1,489万2,300円</p>	<p>O 74街区11-3画地 面積 165.46㎡ (約50.1坪) 売却価格 1,489万1,400円</p>	<p>P 75街区7画地 面積 264.27㎡ (約79.9坪) 売却価格 2,510万5,650円</p>

申込期間 1月25日(月)～29日(金)

申込場所 組合事務所(役場都市計画課内)

抽選日 1月31日(日)

そのほか 現場説明会を1月23日(土)・24日(日)に組合現地事務所で行います。

申込みや抽選などの詳細については組合事務局(内線236、都市計画課内)までお問い合わせください。

※特は自転車・歩行者専用道路です(自動車通行不可)。

相見エコまちづくり計画（案）に ご意見をお寄せください（パブリックコメント制度）

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量のうち、約2分の1が主として都市活動に起因しています。個々の単体対策による削減施策に一定の限界がみられる状況において、都市政策として集約型都市構造（コンパクトなまち）への転換を始めとする低炭素型まちづくりの実現が大きくクローズアップされています。

幸田町では、相見地区において平成23年度末に町内3つ目となるJR新駅の開業が予定されていることと、この新駅周辺で土地区画整理事業を実施していることから、「都市交通施策」と「市街地整備施策」の相互連携によって集約型都市構造への転換を図るとともに、地域住民、企業とも協働した環境活動の推進による総力戦を展開することで、将来に向けて環境面における持続可能なまちづくりを目指す計画として、「相見エコまちづくり計画（案）」を作成しました。

この計画において実施または検討される施策については、今後のまちづくりにも積極的に展開し、地球環境に配慮した快適で住みよい都市の実現を目指します。

今回、この計画をよりよいものとするために、皆さんにお知らせし、ご意見を募集します。幅広いご意見をお寄せください。



■キャラクター案

■意見の提出期間

1月5日（火）～2月4日（木）

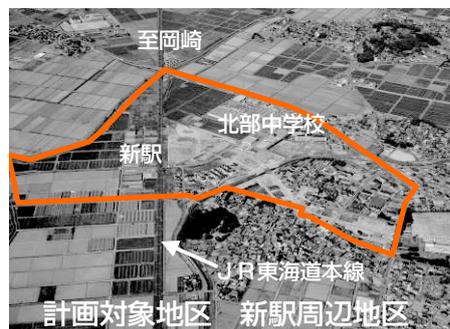
■意見の提出方法

郵便番号、住所、氏名をご記入し、直接持参・郵送・Eメール
ファックスで企画政策課政策Gまでお寄せください。

〒444-0192 幸田町役場企画政策課

Eメール：kikakujoho@town.kota.lg.jp

FAX 63-5139



■計画（案）の閲覧場所

企画政策課（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）か、町ホームページ（<http://www.town.kota.lg.jp/>）でご覧になれます。

■問合せ 企画政策課政策G（内線342）

■幸田町緑の基本計画(案)に対する パブリックコメント結果について

○実施概要

- (1) 実施期間 平成21年9月15日(火)～平成21年10月14日(水)
- (2) 意見の提出者数 1人
- (3) 意見の内訳 5件

○計画(案)に対するご意見の概要と町の考え方について

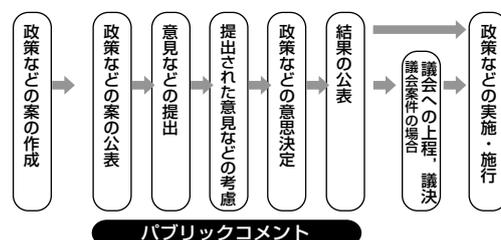
項目	提出いただいた意見	町の考え方	計画(案)を修正した事項
第8章 緑地の 保全及 び緑化 の推進 のため の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法の社寺・屋敷林等の景観資源の保全のため、当該地の指定、管理契約等の措置を講ずる必要がある。これらの場所は歴史的風土保存が図られる地域であるからである。 ・特殊公園の欄が空白となっている。調査して基本計画立案の資料とすべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺・屋敷林は、都市の貴重な緑として捉え、条例に基づく保存樹・保存樹林の指定等も視野に入れ、維持・保全施策を行うものと考えています。 ・なお、P11-3「●町の具体的取り組み」に「緑を保全・創出する制度の活用」や「土地所有者に対する支援策などの検討」について、記載しています。 ・本計画における新たな都市公園は、町民意識調査結果などから日常利用できる身近な街区公園・近隣公園の整備と多様なニーズに対応する総合公園の整備を行うものとしており、風致公園などの特殊公園は考えておりませんが、街区公園、近隣公園、総合公園の整備にあたっては、立地特性を活かした特徴ある公園整備を行いたいと考えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P8-12 (7)協定・条例等 ・都市緑地法による緑地協定や景観法による景観協定で緑地に関する事項は、現在はありませんが、緑豊かなまちづくりを進めるため、今後、緑地協定などについて検討していきます。また、条例に基づく保存樹・保存樹林の指定を検討していきます。 ・特殊公園の欄(P8-21表)の空白は、本計画で位置づけていない緑地ですが、誤解を避けるため空欄に「-」の表示を追加します。
第9章 緑地保 全の手 法及び 緑化推 進の手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法による保全配慮地区内の屋敷林や史跡指定地を保全し、美しい郷土景観の維持と緑豊かな環境の保護をきめ細かに図ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通り美しい郷土景観を守るため保全配慮地区を設定しており、地区内の社寺・屋敷林については、条例に基づく保存樹・保存樹林の指定等も視野に入れ、維持・保全施策を行うものと考えています。 	-
第10章 緑化重 点地区 の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・幸田公園と芦谷蒲郡線を結ぶ散歩路の設定と合わせて、北屋敷地内の清水池の防災公園化を実現してほしい。また、弥栄神社を緑地保全地として加えてほしい。伯楽池についても同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清水池周辺は市街化が進行しているため、一段の規模を要する防災公園の整備は難しい面がありますが、本地区周辺は街区公園が不足していることから、防災的な観点も含めて公園候補地の検討を行うものと考えます。 ・弥栄神社も含め、市街地内に位置する社寺林は、保全の対象となる緑として考えています。 ・荻谷小学校に隣接する伯楽池は、今後、街区公園の整備が必要とされる新たな市街地内に位置することから、公園候補地の一つとして検討していきたいと考えます。 	-
第11章 今後の 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林、史跡地、里山、農地等の良好で貴重かつ多様な環境の維持・育成・保全のため、税制や財政面での格別な配慮が肝要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市内の良好な樹林地は、条例に基づく保存樹・保存樹林の指定等も視野に入れ、維持・保全施策を行うものと考えています。 	-

問合せ 都市計画課計画整備G (内線231)

パブリックコメント(意見公募手続)とは?

町の基本的な政策などの策定にあたり、その案を公表し皆さんから政策などに対する意見や情報を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、町の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

政策などの実施・施行までのながれ



■幸田町都市計画マスタープラン(案)に対する パブリックコメント結果について

○実施概要

- (1) 実施期間 平成21年9月15日(火)～平成21年10月14日(水)
 (2) 意見の提出者数 2人
 (3) 意見の内訳 3件

○計画(案)に対するご意見の概要と町の考え方について

項目	提出いただいた意見	町の考え方	計画(案)を修正した事項
第6章 都市づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> 「③緑の環境の保全・整備(P6-26)」において、都市公園の整備や農地・森林の保全、事業所や住宅の緑化についての記述はあるが、社寺・屋敷林等の保全に関する記述がない。社寺・屋敷林は地域の景観資源でもあり、その保全が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 社寺林については、本計画においても地域固有の歴史的景観と捉え、その保全と活用について「6-5都市景観形成の方針(P6-28)」の「③固有の歴史的景観の保全と整備(P6-29)」で述べていますが、ご指摘の項についても記述を追加します。 また、一団の規模を有する屋敷林も貴重な緑の資源であることから、ご指摘の項(P6-26)の対象緑地として記述を追加します。 	P6-26 ③緑の環境の保全・整備 ・緑による二酸化炭素削減、ヒートアイランド現象の緩和、町民の憩い・潤いの場の創出に向け、都市公園等の整備、街路樹や花いっぱいのみちづくり、農地・森林や社寺・屋敷林の保全、事業所や住宅の緑化などにより、緑の環境の保全とネットワーク化を推進します。
第7章 地域別構想	<ul style="list-style-type: none"> 荻谷地域のまちづくり方針(P7-83)では、人口増加需要に対応する将来市街地が「芦谷地区」のみとなっているが、同まちづくり構想図(P7-86)をみると「荻地区」も含まれているようなので、その旨記載願いたい。 豊坂地域のまちづくり方針(P7-119)では、土地区画整理事業で整備された地区及び、人口増加需要に対応する将来市街地が「野場地区」のみとなっているが、同まちづくり構想図(P7-122)をみると「六栗地区」も含まれているようなので、その旨記載願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を受け、P7-83の「芦谷地区」を「荻・芦谷地区」に改めます。また、P7-86の図に「荻」の地区名を追加します。 ご指摘を受け、P7-119の「野場地区」を「野場・六栗地区」に改めます。また、P7-122の図に「六栗」の地区名を追加します。 	P7-83 ○住居系土地利用 ・人口増加需要に対応する将来市街地の荻・芦谷地区は、主に中高層住宅地区としますが、既に宅地化が進行しており専用化が困難な地区や(都)芦谷蒲郡線沿道は、一般住宅地区に位置づけます。 P7-119 ○住居系土地利用 ・人口増加需要に対応する将来市街地の野場・六栗地区は、主に低層住宅地区としますが、幹線道路沿道や工業地区及び拡大工業地区に隣接する区域は、一般住宅地区に位置づけます。

問合せ 都市計画課計画整備G (内線231)

■幸田町都市交通マスタープラン(案)に対する パブリックコメント結果について

○実施概要

- (1) 実施期間 平成21年9月15日(火)～平成21年10月14日(水)
 (2) 意見の提出者数 1人
 (3) 意見の内訳 2件

○計画(案)に対するご意見の概要と町の考え方について

項目	提出いただいた意見	町の考え方	計画(案)を修正した事項
第7章 都市交通施策の検討 第8章 施策の推進方策の検討	高齢者や子どもたちが、安全に歩いたり自転車に乗ったりできるようにプランどおり整備をしてほしい。	高齢者や子どもたちが安全に移動できるように「歩道・自転車ネットワークの整備」において位置づけをしています。またプランでの施策の推進については、「8章施策の推進方策の検討」に基づき、関係機関と連携を図り進めてまいります。	-
第7章 都市交通施策の検討	安全に歩くことができる、散歩道の設定があるとよい。	町民の皆さんが散歩などを安全に楽しめるように、歩道・自転車道ネットワークの整備を計画に位置づけ、良好な歩行者環境や自転車走行区空間の創出を目指していきます。	-

問合せ 企画政策課政策G (内線342)

(7) 職員手当の状況 (平成21年4月1日現在)

支給年額：平成20年度実績

区分	支給の内容	1人当たり 平均支給年額															
扶養手当	・配偶者 月額 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき月額 6,500 円 など	262,410 円															
住居手当	・借家(借間) 家賃に応じて支給 最高月額 27,000 円 ・持ち家 新築、購入した職員に対し、取得後5年間は月額 4,000 円 新築、購入した職員に対し、取得後5年経過後は月額 3,000 円 など	66,777 円															
管理職手当	・部長級 88,500 円 ・次長級 72,700 円 ・課長級 62,300 円 ・主幹級 45,700 円	757,209 円															
時間外勤務手当	・正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給	323,346 円															
地域手当	・給料、扶養手当、管理職手当の5%を支給	323,793 円															
特殊勤務手当	・危険、困難、不快など特殊な勤務をした職員に支給(税務手当、消防業務手当、救急救命業務手当等)	17,529 円															
期末手当 勤奨手当	・支給割合 <table border="1"> <tr><td colspan="2">期末手当</td><td>勤奨手当</td></tr> <tr><td>6月期</td><td>1.4月分</td><td>0.75月分</td></tr> <tr><td>12月期</td><td>1.6月分</td><td>0.75月分</td></tr> </table>	期末手当		勤奨手当	6月期	1.4月分	0.75月分	12月期	1.6月分	0.75月分	※職務の級等による加算措置があります。 1,753,041 円						
期末手当		勤奨手当															
6月期	1.4月分	0.75月分															
12月期	1.6月分	0.75月分															
通勤手当	・交通機関利用者 1ヵ月当たりの運賃相当額を支給 最高月額 55,000 円 ・自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 最高月額 45,000 円	89,786 円															
退職手当	・支給率 <table border="1"> <tr><td colspan="2">自己都合</td><td>勤奨・定年</td></tr> <tr><td>勤続20年</td><td>23.5月分</td><td>30.55月分</td></tr> <tr><td>勤続25年</td><td>33.5月分</td><td>41.34月分</td></tr> <tr><td>勤続35年</td><td>47.5月分</td><td>59.28月分</td></tr> <tr><td>最高限度</td><td>59.28月分</td><td>59.28月分</td></tr> </table>	自己都合		勤奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分	・その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) 20,987,273 円
自己都合		勤奨・定年															
勤続20年	23.5月分	30.55月分															
勤続25年	33.5月分	41.34月分															
勤続35年	47.5月分	59.28月分															
最高限度	59.28月分	59.28月分															

(8) 特別職の給料・報酬等の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	報酬等の月額	区分	報酬等の月額	期末手当
町長	750,000 円	議長	420,000 円	6月期 1.6月分
副町長	620,000 円	副議長	330,000 円	12月期 1.75月分
		議員	300,000 円	計 3.35月分

3 職員の勤務時間・その他の勤務条件の状況について

(1) 職員の勤務時間 (平成21年4月1日現在) (標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分~午後1時

(2) 年次休暇の取得状況 (平成20年1月1日から12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	取得率 (B/A)
12,881 日	2,987 日	314 人	9.5 日	23.2%

(3) 育児休業及び部分休業の取得状況

(平成21年4月1日現在)

育児休業取得状況				平成20年度中新たに育児休業を取得した者			
育児休業取得者数		部分休業取得者数		育児休業取得者数		部分休業取得者数	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0人	8人	0人	3人	0人	8人	0人	1人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況について (平成20年度)

区分	人数	区分	人数
分限処分(休職)	2人	懲戒処分	0人

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修や階層別研修等の際に、服務制度に係る研修を実施しています。また、随時通知文等で服務規律の徹底を図っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について

(1) 研修の状況 (平成20年度)

研修区分	研修内容	参加人数
市町村振興協会研修センター	課長補佐、法制執務、政策課題など14コース	19人
西三4町地区市町村職員研修協議会	新採前期・後期、一般前期・中期など6コース	39人
部内研修(町実施研修)	政策課題、危機管理研修、リーダーシップ研修など8コース	188人
部外研修(民間研修機関研修)	地方財政健全化法、不動産登記実務など8コース	8人
国際文化アカデミー/市町村アカデミー	災害対応、地域再生など3コース	3人

(2) 勤務成績の評定の状況

幸田町職員定数条例第1条に規定する職員を対象に実施しています。職務や責任を遂行した実績、能力や適格性を記録し、人事管理の合理化・公務能率の増進を図ります。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況について

(1) 共済組合負担金 (平成20年度)

金額	1人当たりの負担金額
2億8,966万円	899,565円

(2) 職員互助会 (平成20年度)

金額	会員数
554万円	408人

(3) 職員の健康管理に関する事業の実施状況 (平成20年度)

区分	受診者数
定期健康診断	91人
人間ドック	219人
脳ドック	37人
歯科検診	49人

(4) 公務災害の状況 (平成20年度)

通勤災害	公務災害
0件	2件

人事行政の運営等の状況を公表します

町職員の給料や手当、勤務時間などは、地方公務員法に基づき、条例で定められています。幸田町の人事行政における公平性、透明性を高めるため、町民の皆さんに次の状況を公表します。

問合せ 総務防災課人事秘書G（内線323）

1 職員の任免及び職員数に関する状況について

(1) 職員採用の状況

(平成20年度)

職種	受験者数			採用者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般事務職	28人	16人	44人	2人	1人	3人
保育士	3人	23人	26人	0人	4人	4人

(2) 職員の退職の状況

(平成20年度)

区分	退職理由			計
	定年	勤奨	自己都合	
人数	2人	8人	1人	11人

(3) 部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在) 単位：人

区分	部門	職員数		対前年増減数		平成21年の主な増減理由
		平成19年	平成20年	平成20年	平成21年	
一般行政部門	議会	3	3	3	0	
	総務	45	46	46	1	
	税務	17	16	17	-1	滞納整理事務の充実
	民生	88	89	87	1	派遣職員解除に伴う減員
	衛生	19	19	18	0	課内体制整備に伴う減員
	農水	15	17	15	2	課内体制整備に伴う減員
	商工	2	2	3	0	緊急雇用対策に伴う増員
	土木	24	26	26	2	
	小計	213	218	215	5	-3
特別行政部門	教育	25	25	24	0	課内体制整備に伴う減員
	消防	46	46	46	0	
	小計	71	71	70	0	-1
普通会計計		284	289	285	5	-4
公営企業等会計部門	水道	10	10	10	0	
	下水道	8	7	6	-1	課内体制整備に伴う減員
	その他	16	14	15	-2	人事交流解除に伴う増員
	小計	34	31	31	-3	0
	合計	318	320	316	2	-4

※公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療の部門をいいます。
※職員数は町長、副町長を除いています。

2 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況

(平成20年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成21年3月末現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
平成20年度	36,252人	139億1,247万円	6億3,444万円	28億1,682万円	20.2%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (特別職を除く)

区分	職員数 (A)	給与			計(B)	1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成21年度 当初予算	299人	11億8,460万円	2億9,513万円	5億4,910万円	20億2,883万円	679万円

※職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の初任給の状況

(4) 平均給料月額、平均年齢の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 178,800円 高校卒 144,500円

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	333,538円	42歳4カ月
技能労務職	273,506円	55歳11カ月

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年
一般行政職	大学卒 285,690円 高校卒 -	338,559円 290,550円	371,540円 329,325円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長、主幹	課長補佐	主任主査	主査	主事・技師	主事・主事補 技師・技師補	
職員数	6人	27人	29人	32人	44人	24人	10人	172人
構成比	3.5%	15.7%	16.9%	18.6%	25.6%	14.0%	5.8%	100.0%

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。